

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第51号	
事故等名	貨物船第十八信正丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年10月17日00時25分ごろ	
発生場所	関崎灯台から真方位018° 約1,400m (北緯33° 16.70'、東経131° 54.45')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年11月17日 門司・地方事故調査官が海難報告書、船舶所有者から損傷状況、国籍証書・検査証書・乗組員名簿・海技免状・修理請求書等入手して精査 平成20年11月17日 船長及び甲板員から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	貨物船・第十八信正丸・499トン 135554 信正海運有限公司	
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海) 甲板員 六級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	シューピース曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、大分県津久見港に向けて、同県臼野港を出港した。 甲板員1人が船橋当直に就いて、豊後水道西方の関崎と平瀬間を約12.5knの対水速力で南下中、前路を右方に横切る船舶を認め、同船の船尾方に左転したので平瀬に著しく接近し、平成20年10月17日00時25分ごろ、平瀬の浅瀬に乗り揚げたが、直ぐに離礁した。 当時の天候は、晴れ、南の風3m、視界良好で速吸瀬戸には、約2.7knの南流があった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 約2.7knの南流の影響を考慮しなかった可能性が考えられる。 本船は、船首を横切る船舶を避けるために左転して、浅瀬に接近した可能性が考えられる。
原因	本事故は、本船が他船を避航する際の操船を適切に行わなかったため、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	